別　紙

議事の経過

第一日　平成二十五年十一月十八日　　開会　午前十時

○議長（野呂日出男君）
　みなさん、おはようございます。
　ただ今の出席議員数は、十四名であります。
　定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
　日程第一、会議録署名者の指名を行います。
　会議規則第百二十二条の規定により会議録署名者は、
　　十番　工藤健一君
　　十一番　佐々木政美君
　　十二番　横山哲英君　を指名いたします。
　日程第二、会期の決定を議題といたします。
　本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。
　奈良岡文英議会運営委員長。
　　［議会運営委員長　奈良岡文英君　登壇］
○議会運営委員長（奈良岡文英君）
　おはようございます。
　ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。
　去る十一月十四日、午前十時から役場小会議室において、地方自治法第百九条第

三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、平成二十五年第四回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり

開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会

以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物によりご了承願います。

○議長（野呂日出男君）

日程第四、議案第七十二号を上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長平田博幸君。

［町長　平田博幸君　登壇］

○町長（平田博幸君）

みなさんおはようございます。

（提案理由の説明　別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第五、議案第七十二号　平成二十五年度藤崎町一般会計補正予算　第七回案を議題とします。

これから質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

水害の主なる被害を受けましたりんご園地、あるいはりんご農家の救済を主なる内容とした臨時議会が十二月といわず、十一月に行われたと言うことは評価したいと思っております。質問の一項目目なんですけれども、補正予算書の八ページの所にありますけれども、被災りんご園資材復旧費助成事業費補助金、一戸あたり三万円を上限にして使用出来なくなった生産資材の購入などについて助成すると。考えようによっては見舞金なのかなと言うふうにも考えられるんですけれども、これで五十万円で足りるものなんですか。どういう事をりんご園の資材復旧事業費助成事業というのはどういう内容を想定して、どれ位を想定していらっしゃるのかと言うことをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

被災りんご園資材復旧費助成事業と言うことで、例えば、手かご、はしごとか、支柱等、生産資材が今回の水害で流れた、それと壊れたという物を対象にして、たぶん資材については流れてしまえば無くなってしまうと言うことで、再購入が必要になるだろうと言うことで、それらを購入する場合に、購入した人に対して上限を設けて助成すると言うことにしています。見舞金としてみなさんにただあげるという物ではございません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、上限が三万円なんで、二万円なら二万円というかそれで平均で見てもですね、二十五世帯といいますかそういうふうな感じになってしまう。支柱だとか流されればそれなりに費用が係る物じゃないかと思っておるんですが、対象がそういう支柱だとか、あるいはシートというか、そういう物だとしてもなんか少ないというような気がするんですけれども、実際はもう買ってしまっている人もあると思うんですけれども、そういう人も対象になるんですか。対象数が少ないんではないかと言うことと、領収書があれば今まで買ってしまった物でもいいのかと言うこと、その辺はどういう取り扱いをするのでしょうか

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

件数でいきますと、五十件、想定しております。一件一万円ですから五十件で五十万円ということになるわけでございます。それから今回の水害で、台風十八号以

降に流された物、購入したものという物については原則は対象になるんですが十月の九、十、十一日に申告を受けております。それを基にしての今回の補正となりますので、中には流されて無くても申告を上げてくる方もあれば困りますので、そういう点については申告をされた方、その時に資材の流失とかそういうのも全部細かく聞き取りをしてございます。それの積み上げと言うことになります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

今回の台風十八号では大変、被災された方には御見舞を申し上げますけれども、被害金額あるいは被害戸数ですか、作物事にどの位になっているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休　　憩　午前十時十七分

―――

再　　開　午前十時二十八分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し会議を開きます。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

十一月の七日付で確定の報告をしてございます。その内容についてお話いたします。水稲の被害でございますが浸水被害と言うことで四十一．一ヘクタールという

ことでございます。水稲の場合は浸水等については、仮に冠水しても時間的に長い期間冠水しなければ被害があまり無いと言うことでございまして、被害額については二万九千円ということになりました。それから、りんごの被害でございますが、これにつきましては冠水が五十六．七ヘクタール、園地の浸水、冠水というのは樹冠浸水のことです。園地の浸水が四．五ヘクタールです。その被害金額が一億二千五百万円余りと、それから木の流失、倒伏、わいせいだいで一千六十六本、普通だいで一千百九十五本ということで、わいせいだいについては四百七十一万八千円の被害と、普通だいは四千百八十一万四千円の被害と言うことで、しめて一億七千二百五十万円余りというふうな被害になります。戸数でいきますと百二十八戸と関係戸数が、ということになります。今回、転作の大豆にも冠水被害が出ました。これについては、面積が四．一ヘクタールです。被害の減収量については三十パーセント未満なんですが十二万五千八百円の被害ということになります。以上今回の十八号被害の概要でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

りんご農家の方が百二十八戸、被害を受けたと言うことなんですが、今回の災害対策費の対策事業で八本ほど事業がありますが、これは国、県との連動したものなのか、あと近隣の町村、同じく被害を受けている近隣の町村との調整を図ったうえでのものなのか、伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

歳出のこの中のですね、負担金補助の一番上の樹冠浸水りんご園地特別防除対策事業につきましては、県の事業でございます。県で三分の一、町が三分の二以上を補助する場合、その内の全体の三分の一、つまり三分の二は町です。県がだしますよと。義務負担になります。それ以外の事業につきましては、町単独ということです。これらの内容につきましては、一部、各市町村の独自の物もあるんですが近隣市町村の、例えば岩木川流域で被害を受けた市町村で担当者の会議も開いてございまして、その中である程度は足並みを揃えてやろうという話をしています。それが基になった事業ということでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

県の事業が一本ということで、県支出金の百六十九万七千円が県の負担分だと思いますけれども、今回はりんごの被害が大きかったんですけれども、りんごの主産県として農業県だと自他認めている所だと思いますけれども、知事はじめ関係課はそう思っていると思いますけれども、百六十九万七千円というのは我が町の話だけかと思いますけれども、青森県のりんごの産業の位置付から行けばさびしい数字かなという気がするんですけれども、これに対して町長はどう思っていますか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員はさすが、稲作はじめにんにく、りんご、作ってる状況の農家の方ですので状況をわかっていると言うことで、そういうふうな御質疑になったと思っています。先ほど農政課長もお話ししましたけれども、台風あったのは十六日の日曜日、十八日に既に私の方から弘前の海老名副市長それから館岡町村会会長そして中

野町長と直接お会いして救済策を足並み揃えてやって行きましょうと、ただ農家のみなさんは、私もりんご作っている者ですから、農薬の支払いなんかは春納めが二割、三割で、秋お金にして年末に七割、八割払うのが現状であると言うことで農薬助成もやって行きましょうとお話もさせていただきました。そういうお話もありましたので十月の十日に役場の三階に近隣市町村の十カ町村の農林部長、農政課長が集まって意見調整もした所でございます。県では十月の二十二日台風被害があって一ヶ月以上も過ぎてですね、県の一戸農林部長が近隣市町村の関係の市町村長の所に県の救済策を説明しに来ました。これが今の現状でございます。ただ、私は県の考え方を見たときに町長室でこんな物やめてしまえと、ほんとうに農家を救う気持ちがあるのかと。県財政が厳しいんであれば、これくらいやるんであればやめてしまえと。農林部長、あなたが本当に困った方の農家を考えるんであれば知事とぶつかりなさいと。我々近隣市町村が後押しするからと言うことで、お話は承ったもののそういう強い口調で私はしかってやりました。次の日、昼過ぎに部長から電話が来て、町長、昨日はことば足らずで申し訳なかったと。近隣市町村の自治体が一生懸命に救済策をやってる時に第一案として昨日は持って行ったと。また、第二案、第三案を考えてこれから皆さんと救済策に講じて行くと電話もありました。また、十一月十一日は弘前市長を中心に被害を受けた近隣の首長が青山副知事、そして一戸農林部長、あるいは担当課長が並んだ中で、また、具体的に要望も申し入れてきた所でございます。ですから、今の県の状況はこうですけれども、私はこれで終わるはずがないと思っていますし、これからも近隣の市町村と足並み揃えて県にはもの申して行きたいと思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

債務負担行為、九ページでございます。六百九十九万円が限度額として、設定されております。これは五年間ですね。この災害対策支援資金利子助成というのはわかるんですが、災害対策利子補給する対象はなんなのかと言うことですね、明確にしていただきたい、機械を修理するために借り入れしたとか、更新せざるを得ないとか、スプレーヤーを更新せざるを得ないから借り入れして買うんだとかと言うような物も対象なのか、対象項目と、対象金額とそして具体的に、この利子補給の財源というか、一般財源となっておりますけれど、災害積立金なんかもあるんですけれども、そういう物も充ててやるのかどうか、そういう説明そのものがなんらされないで七百万円ですよと、言うこと事態が異常だから私は怒ってるんですよ。説明してくださいよ、はっきり。あまく見てるんだよ。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。今回の資金と言うのはやはり被害が受けたと。今年の分の生活も困る訳ですし、来年の生産のための準備と言いますか、そういう物も不足しております。今回のこの金額については十月の九、十、十一日にですね被害の申告を受けております。その時に罹災証明を出すと言うことで被害金額を出す訳ですが、その金額が上限になっています。借り入れの対象額と言いますか、それが上限になっています。それともう一つ、じゃなんぼでもいいのかとならないので五百万円で切ると、一千万円いっても五百万を上限にしましょうと言うことで、その積み上げ額が一億二千万円でございます。それを総額としまして六年間の利子補給をすると言うことでございます。対象者がその時に資金を借りたいという方々が四十四名ございました。この方々の積み上げでございます。それから、先ほど言いましたけれ

ども項目については当然ながら、生活もそうですし、資材もそうですし、これからいろいろ来年の生産までの間に係る訳でございまして、それらについては対象となるという風な見込みでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一般財源で六百九十九万円だとかて、充てるとなってるんですよね。利子補給で。私が聞いたのは災害の基金も少しは積んであったんですよね。そういうのは活用するんですか、これに活用するんですかと言うことを聞いてるんです。それが一つ。もう一つは藤崎町に住所を有して、町が発行する罹災証明書を添付して、なおかつい ま課長が説明した四十何戸だか、借りてもやりたいというふうに、積み上げた金額なんですよと言ってるんですけれども、これは役場で貸すと言うことではないんでしょう。農協なり金融機関で貸した物に対して、あるいは借りた物に対する利子補給という事なんでしょう。それが一億二千万円ほどになるんでしょう。貸し元はどこなんでしょうかと言うことなんです。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

再生資金の貸し出しは金融機関でありまして、青森銀行さん、東信さん、ＪＡさん、その者が主なものでございます。それに借りたお金の六年間の返済の利子補給は町で補填するということで、考え方でございますのでご理解していただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

ただいまの農業災害基金を活用したらどうかと言うことでございますが、今回の補正予算で端数を除いて全て繰入してございます。今後、災害が起これば活用出来るように今後積み上げて行きたいと思います。それから、債務負担行為の一般財源でございますが今回は町が単独で利子補給すると言うことで、県費等の特定財源がございませんので、一般財源で対応してまいりたいと考えてございます。

〔質疑なしの声〕

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。

災害対策そのものについてお聞きするものですけれども、樹園地救済と言いますか、そういうことよりも、平川の小堤防が決壊したわけですよね。それが順調に復旧整備されてしまったのかどうか、今後町長、前にお聞きした時にも小堤防のかさ上げだとかも要求して行きたいんだと、行くんだと言うようなことを、水害時の質問に対して答えていらっしゃったんですけれども、被災者は向かいの三世寺、大川の方が無堤防状態が解消されればますますこっちの方は水害が来るよと、むしろ心配している人も実際はある訳なんですけれども、そういう災害予防と言いますかそういう点での取り組みなり、今後の取り組みについては、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まず一点目です。なにせ、わが町は浅瀬石川、平川、岩木川の合流地点でございまして、岩木川と平川の合流地点がすごくひどかったと言うことが現状です。みなさんも、次の日議会の皆さん、視察に行きましたけれども、あの小堤防は所々決壊していました。それは今の現状では応急処置はなされているものの、まだ、元々の現状までは回復してません。ただ十二月中には国土交通省の河川事務所のほうでは、前の現形通りの復旧にはするというお約束をしているところでございます。また、この台風があってから近隣市町村といろんな意味で国、あるいは県にも要望活動させていただきました。その都度私の方からこういうようなお話をさせていただいています。たしかに、津軽ダムもあと三年で完成するだろうと。あるいは一部築堤の所も、ほぼ一年、二年で築堤も完了するだろうと。ただ、地球温暖化の一因で台風の増発、あるいはゲリラ豪雨の異常気象、こういうものを防ぐには、それは日本だけでは到底無理だと、よって私の方から要望出しているのは、まずは樹木の伐採稼働掘削これも定期的に上流部から中流部、下流部までやってくれと、なおかつこれはここに限らず日本全国の災害状況、自然状況の災害状況を見れば非常に山間部が多いので雨降ったときには、京都のあたりでも、あるいはこの前の大島のあたりでも尊い人命が亡くなるだけの被害を受けていると言うことで、できれば中流部、下流部に財政係っても国ではもう遊水池を設けていざ被害があったときにその対応を諮るべきだと言うことも指摘させていただいています。まあよって財政も係ることでございますので、すぐ明日ではと言う状況ではないと思いますので今後近隣市町村の皆さん。あるいは県とスクラム組んで要望活動は継続的に続けて行きたいとそう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。

鶴賀谷貴君。

○四番（鶴賀谷貴君）

今、町長から前向きな遊水池というお言葉がでました。町長もご存じのとおりあそこは下の方が毎年数回冠水の被害に遭っている地域で、何年も前から災害があるたびに藤崎町、県そして国というところに要望してきているはずです。その中で今町長がお話になったようにあそこの地域と言うのは一級河川が交わる日本でも非常に珍しい洪水の地帯でございます。その中で遊水池に認めて欲しいという活動もしているはずでございましたので、いま町長の言葉からですね、町として遊水池に認定してほしいという力強いお言葉をいただきましたので、その点園地の方々にその旨お話させていただきたいと思っております。さて、私の質問でございますが、被害りんご園の防除用薬剤費緊急助成事業補助金だとか、被害りんご園の再生生産支援助成金のなかでその一部を被害の程度に応じて助成するという文言がございます。その算定基準というのはどういうことで、被害程度を算定していく基準があるんですか。その点まずお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

まずは一つめの薬剤費の方でございます。そこで使っている被害割合と言いますかそれにつきましては県の、県に対する報告する訳であります。三十パーセント未満、三十から五十、五十から七十、七十以上と言うふうに、樹冠浸水というのはりんごの成っている部分の被害を受けた割合で分けます。今回の被害割合についても薬剤助成の方につきましてはそれを基準にして助成率をかけてですね助成するということにしています。もう一つの再生支援の方でございますがこれについては、

申告を受けた訳です町では、それに対して罹災証明出る訳ですけれども、その方の年間の収入、総収入ですかそれに対する今回の被害受けた部分の割合を基準にして出してございます。それについては、今回五十パーセント以上の人を対象にしてその助成率を掛けて出してございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷貴君。

○四番（鶴賀谷貴君）

先ほど奈良岡議員からも、総額の被害状況は質問があってお答えいただきましたけれども、個人で一番災害があった方は、どの位の被害があったのか、それと、この方が今回これを、今の提案されている補助金とか、助成金を当てはめた場合どの位の助成が来るのかおたずねします。そのシュミレーションがあればおたずねします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

今回減収の被害と言うことで、こちらで被害申告を受けた時に聞き取りして出た額でいきますと、一番大きい方で一千万円ちょっと、一千十万円位と、あ一千百万円位ですね、でてございます。ただこの方につきましては、二千万円程の収入があるという事なので、今回は別な所にも園地があるとかそういうことに成ります。この方でいきますと今回の二つ合わせた額と言いますか、それで九十万円程度ということになります。なので一千万円ちょっとの被害の方で九十万円程度ということになります。もう一回言いますけれどもこの方については別な所にもあるので、全体の割合で行きますと百とか行きませんので、ずっと落ちますのでこういうことにな

ります。以上でございます。
○議長（野呂日出男君）
鶴賀谷貴君。
○四番（鶴賀谷貴君）
今のお話で行くと白子地区だけでなくてほかの地域にも園地があるから、残りの所の園地の所で収入源が稼げるというお話でございました。今回被害にあわれた方の中にはその白子地区だけの畑しか所有していない方がいると思います。その方については被害額はどういうふうな被害額で、それについてどの位の今回の補正で助成していくのかお聞きいたします。
○議長（野呂日出男君）
農政課長。
○農政課長（三上正裕君）
さっき見たいな形で一つ参考を。今鶴賀谷議員からお話ありました九十パーセント以上という方です、ほとんどくぐってしまっている方です。その中で一番減収金額が多いかた、これが九百三十万円という方、その方でいきますと百二十万円程助成される形に成ります。二つ合わせまして。今回の被害程度九十パーセント以上の方が七名おりまして、この方も入っています。実際この方は減収割合で行きますと九十六．三パーセントと、ほとんど全滅した形になるんですが、この方は外に田んぼがあるとか、一反歩とか二反歩あると言うことで、計算上はそれも収入に入ると言うことで九十六に成りましたけれども、実質は百パーセントの被害ということになります。以上でございます。
○議長（野呂日出男君）
町長平田博幸君。
○町長（平田博幸君）

総体的に補足いたします。今回の皆さんに提案した救済予算はですね、強くいった方に強く補填するというのが基本的な考え方でございます。ですから、百パーセントでもほかに畑がある人はそれなりにという形になりますので、その辺は重々ご理解してください。それから先ほど鶴賀谷議員からの遊水池の話なんですが、ちょっと誤解しないでください。私は国に対しては全国至る所の水害のために遊水池を必要なので検討に入れと言うようなお話はしておりますが、藤崎のあそこを遊水池にする話は一切していません。それはなかなか出来ないような状況でもあると言うことをなんとかご理解してください。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はございませんか。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今の町長の話を聞いて私も安心いたしました。なんか鶴賀谷議員の話を聞くとあそこ、白子地区のそこが遊水池になってもいいような彼は言い方をしていたんで町長はどういう真意なんですかと言うことを聞きたかったので、今の答弁で安心いたしました。それで私が再度お聞きしたいのは被災りんご園再生産支援助成金、あるいはまた苗木の方もでしょうか生産環境の整備について、被害の程度に応じて助成すると、薬剤についても、被害の程度にと、結論づければ強くいった人には強く助成するんだとの説明、五十パーセント以上ですよと言ってるんですが、どうして三十パーセントだとかの冠水被害のなった人は助成の対象にならないんですか。すべきではないんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

ちょっと説明不足もありましたけれども、三十パーセント以上から今回の救済に当てはまります。ですから百パーセントから七十パーセントの段階とか五十パーセントから三割の段階とかその辺は補助率が、補助割合が違いますけれども三割以上の方は救済になります。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

課長、今の町長の答弁でいいんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。事業については三十パーセント以上が対象です。その中で薬剤のやつが基本事業でして、これは三十パーセント以上被害があるものについては対象にすると言うことです。被災のりんご再生支援についてはその中で特別被害が強い人、つまり五十パーセント以上その方だけを対象にしてやるというものでございます。あくまでも基本は三十パーセント以上と言うことになります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷貴君。

○四番（鶴賀谷貴君）

あの最終的に本日決議されれば農家の方々に支給されるのはいつ頃予定しているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

事業によって違う訳でございますけれども、まずは第一、今日みなさまに採決いただければまずはダイレクトメールを差し上げます。この対象者に。申請書等もやはり、なんでもかんでも出すと言うわけにはいかないんで、本人の意志がないと駄目です。被害申告は受けましたけれども、この事業がありますよと照会して、それでお願いしますと。その意志を受けたものについて出来るだけ速やかに対応して行きたいと思います。ただこの中でですね、資金についてはもう既に金融機関のほうには相談に行っています。農家の方、早くさねばまねと言うことで、今回も通常であれば十二月補正でもいいんですが、ただ今の薬剤の事業にしかり、それから生活資金しかり、今十二月にかなりの農家の皆さん支払いが発生すると言うことで、出来るだけその前に、出来れば今出して今月中にでもまだ金融機関に言ってない方についてはすぐ行ってもらうと言うことで、出来るだけ早く資金の方が貸付実行出来るようにこちらの方でも努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

小野稔君。

○六番（小野稔君）

町長にお尋ねしたいとおもいます。今回災害に遭われた方々には本当にあれですけれども、そこでこの助成では足りない部分に関して、その方々に対して仕事の斡旋とかそういうことを考えているのかおたずねいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まず十月に相談受けた際にですね、そのようなことも農政課からお話してございます。ですから冬期間、例えばものが無くてりんごを選別して弘果に通常出すなど、

そういう作業が無くてという方はいろいろ募集もかけて町の建設協会を通して冬期間、建設の用務員という形でお話はしている所でございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第七十二号を採決いたします。

議案第七十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第七十二号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第六、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

平成二十五年十一月二十日、青森市において道州制に関する議員研修会が開催されることとなっております。

これに、派遣したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

これをもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十五年第四回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。
ごくろうさまでした。

散会　午前十一時〇三分

地方自治法第百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議長　野呂　日出男

署名議員　工藤　健一

署名議員　佐々木　政美

署 名 議 員　　横　　山　　哲　　英